

平成 25 年 2 月 15 日

県政記者クラブ各位

宮城県産業復興相談センター

宮城産業復興機構による債権買取案件の決定について

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城産業復興機構において、新たに 3 事業者の債権買取案件を決定しましたので、お知らせします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 11 日（金）被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同 12 月 27 日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城産業復興機構」を設立しました。

宮城産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

今回の案件をもって、宮城産業復興機構の買取実績は、累計で 30 事業者となります。

事業者・支援の概要

○沿岸部の生活衛生関連サービス事業者。従業員 32 名。津波により工場・設備が全壊し、機械設備も全て流失。震災後、地元地銀や公的金融機関からの借入により代替地で事業を再開したが、今後の本格復興に必要な資金の調達を容易するために、債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

○沿岸部の水産物加工販売業者。従業員 19 名。津波により冷蔵設備が全壊し、在庫も流失。震災後、工場設備等を仮復旧して事業を再開。また、地場水産物の水揚げが回復しない中、材料仕入等資金として、地元地銀や公的金融機関から資金を調達。地場水産物の水揚げや売上の回復にはなお数年を要する見通しにあり、今後の仕入に必要な資金の調達を容易するために、債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

沿岸部の運送業者。従業員 17 名。津波により事業所が全壊し、車輌の大半が流失。震災後、地元信組からの借入により中古車両の購入や被災車両の修繕を行い、事業を再開したが、今後必要となる運転資金の調達を容易するために、債権買取を行うもの。新規融資は地元信組が支援。

宮城県産業復興相談センタ - (公益財団法人みやぎ産業振興機構)

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-30 (日本生命勾当台西ビル 8 階)

Tel : 022-722-3858 Fax : 022-227-0187

< 担当 >

統括責任者補佐 星 康弘 統括責任者補佐 中村 喬